平成２７年（フ）第２１３号
広島市西区観音本町２－３－３　第３サンパレス702、住民票上の住所広島市西区小河内町１丁目３番16号
債務者　どうぶつランド　ガンちゃんこと　岩本真紀子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里村　文香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８２号
広島市南区段原２丁目３番21号
債務者　髙岡　　亮
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
高知県宿毛市中央７丁目１番４号
債務者　土居　實雄
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　充大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
高知地方裁判所中村支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７号
宮城県登米市迫町佐沼字大網58番地２
債務者　本間　京子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第８号
宮城県登米市迫町佐沼字大網58番地２
債務者　本間　陽子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１３８号
函館市富岡町３丁目40番16号　マンションハイライフ309号
債務者　坂　　政光
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４４８３号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―919号
債務者　村上　正和
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３３７号
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目22番19号　ラッキーセンター河堀口203号、前住所福井県坂井市春江町江留上昭和３番地15
債務者　西嶋　敬太
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５９号
大阪府寝屋川市香里西之町21番30号三木ハイツ102号室、前住所大阪府寝屋川市田井町14番11号岸田マンション101号室
債務者　**中西　廣子**（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６０号
大阪府寝屋川市香里北之町25番11号香里園森岡マンション202号室、前住所大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番109―202号
債務者　**中西**　英一
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６１号
大阪府寝屋川市明徳２－９　第Ｃ15号棟第501号室、住民票上の住所大阪府交野市私部８丁目19番６号
債務者　岡田ひとみ（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７２号
大阪市淀川区三津屋南２丁目６番９号ヤマイ文化　１Ｆ、前住所大阪市淀川区新北野１丁目11番23―914号
債務者　仲西　　彰
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２２号
大阪府吹田市竹見台４丁目１番１―308号
債務者　坂尾　明人
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３０号
大阪府東大阪市長堂２丁目12番17号　ハウスランド布施211号
債務者　室屋富士美（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６２号
大阪市平野区瓜破東１丁目４番５―306号
債務者　川井　るり
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８３号
大阪市住吉区南住吉３丁目16番12―901号
債務者　江端かよ子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部